

○恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

昭和48年9月26日

条例第36号

改正 昭和52年10月7日条例第22号

昭和53年12月19日条例第38号

昭和55年3月13日条例第9号

昭和57年3月27日条例第5号

昭和58年1月18日条例第1号

昭和59年10月8日条例第20号

昭和59年12月17日条例第24号

平成6年12月28日条例第24号

平成7年3月30日条例第11号

平成7年10月9日条例第25号

平成10年12月22日条例第25号

平成12年12月13日条例第33号

平成13年3月30日条例第9号

平成14年9月30日条例第22号

平成15年3月14日条例第5号

平成16年6月25日条例第16号

平成17年3月10日条例第4号

平成18年3月9日条例第6号

平成18年9月28日条例第25号

平成19年3月6日条例第14号

平成20年2月29日条例第4号

平成20年6月13日条例第14号

平成21年2月27日条例第8号

平成24年3月1日条例第2号

平成25年3月25日条例第8号

平成26年9月22日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医

療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級から3級までに該当する者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障害(知能指数がおおむね35以下の者。ただし、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者であって、知能指数がおおむね50以下であり、かつ、日常生活において介護を必要とする者を含む。)と判定又は診断された者
- (3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(以下「精神障害者」という。)であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表に掲げる1級に該当する者

2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父」の「母」及び「父」とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者
 - イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者
- (2) 「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者
 - イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

3 この条例において「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者であること。

(1) ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第8章に規定する特別支援教育を目的とする学校の高等部(専攻科を除く。)に引き続き在学する者にあつては、在学する期間までとする。

(2) ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

4 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)

5 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)又は組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額)が当該医療に要する費用に満たないときの、その満たない額をいう。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担(子ども医療の助成を含む。)による医療に関する給付が行われたときは、その額をその満たない額から控除した額をいう。

6 この条例において「附加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において附加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

7 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が

定める基準により算定した費用の額に、同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

8 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

9 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

10 この条例において「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって、恵庭市の区域内に住
所を有する重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童又は国民健康保険
法第116条の2の規定により、恵庭市が行う国民健康保険の被保険者とされた重度心身障
害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次の各号のいずれにも該当しない者
に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷
の医療に関する経費(重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除
く。)について助成する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を
行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者

(3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者

ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律第89号)
第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の所得の額が、規則
で定める額以上であること。

ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者又は同法の規定による医療
を受けている場合においては、規則で定める者及び高確法第67条第1項第2号に掲げ
る者以外の者並びに医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付を受ける
ことができる者(ただし、当該給付を受けることができる期間に限る。)

(4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者

ア ひとり親家庭等の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ ひとり親家庭等の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所

得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家族で現に扶養されている児童の養育者(以下「養育者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。

エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

(助成の額)

第4条 助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額とする。

2 市長は、第2条第7項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(助成の申請)

第5条 医療に関する経費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を市長に提出するものとする。

(受給者の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 医療に関する経費の助成は、市長が、その額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 市長は、特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。

(届出の義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨をすみやかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(助成の終了)

第10条 市は、受給資格が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による医療に関する経費の助成を行わないものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則の委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和52年10月7日条例第22号)

この条例は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則(昭和53年12月19日条例第38号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月13日条例第9号)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例第3条の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費について適用し、同日前に診療した医療費については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月27日条例第5号)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費について適用し、同日

前に診療した医療費については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年1月18日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和59年10月8日条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の老人医療費の助成に関する条例、重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例並びに恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例(以下「改正後の各条例」という。)の規定は、昭和59年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

- 2 改正後の各条例の規定は、適用日以後に診療した医療費について適用し、同日前に診療した医療費については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年12月17日条例第24号)

- 1 この条例は、昭和60年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費について適用し、同日前に診療した医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成6年12月28日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

(標準負担額に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則(平成7年3月30日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成7年10月9日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成7年4月1日から適用する。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神病院及び指定病院並びに結核予防法による結核療養所への入所については、平成7年7月1日から適用する。

附 則(平成10年12月22日条例第25号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月13日条例第33号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第9号)抄

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

5 この条例による改正後の重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例第3条第4号及び第5号の規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日条例第22号)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の老人医療費の助成に関する条例、恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例及び重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月14日条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月25日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条

例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月10日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月9日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月28日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月6日条例第14号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月29日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月13日条例第14号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年2月27日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、第1条中恵庭市乳幼児医療費助成に関する条例第3条第2号の改正規定(「(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)」を削る部分に限る。)及び第2条中重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第2号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市乳幼児等医療費助成に関する条例及び恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年8月1日以後に診療した医療費に係る助成金の支給について適用し、同日前に診療した医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月25日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年9月22日条例第19号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年10月2日

規則第18号

改正 昭和53年4月19日規則第14号

昭和53年12月19日規則第23号

昭和57年5月21日規則第11号

昭和59年4月1日規則第9号

昭和59年10月1日規則第21号

昭和60年3月11日規則第8号

平成6年12月28日規則第19号

平成7年3月30日規則第3号

平成13年3月30日規則第12号

平成14年9月30日規則第30号

平成15年9月5日規則第29号

平成16年6月25日規則第18号

平成17年2月23日規則第5号

平成17年8月24日規則第28号

平成18年9月28日規則第33号

平成20年3月13日規則第4号

平成20年8月1日規則第21号

平成21年10月30日規則第33号

平成24年3月30日規則第22号

平成28年2月12日規則第8号

平成28年4月1日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第7項に規定する基本利用料の特例)

第1条の2 条例第3条各号列記以外の部分に規定する重度心身障害者のうち障害の区分が視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障

害又は肢体不自由の者であって、当該障害の等級が3級の者に係る条例第2条第7項に規定する基本利用料は、市民税が課税される世帯(同一生計にあるいずれかの者に市民税が課税される場合をいう。以下同じ。)においては、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に 100分の20を乗じて得た額とする。

(条例第2条第10項に規定する一部負担金)

第1条の3 条例第2条第10項に規定する規則で定める一部負担金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他同法に規定する後期高齢者医療被保険者が、同法の規定により負担すべき額(基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。)に相当する額から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第3条各号列記以外の部分に規定する重度心身障害者のうち障害の区分が視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害又は肢体不自由の者であって、当該障害の等級が3級の者に係る疾病及び負傷の医療に係る経費の一部負担金の額は、市民税が課税される世帯においては、前項中「第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額」とあるのは、「第67条第1項第1号の規定を100分の20と読み替えて算定した一部負担金に相当する額」と読み替えて適用するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、条例第3条各号列記以外の部分に規定するひとり親家庭等の母又は父に係る疾病及び負傷の医療に関する経費のうち入院以外に係る経費の一部負担金の額は、市民税が課税される世帯においては、第1項中「第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額」とあるのは、「第67条第1項第1号の規定を100分の20と読み替えて算定した一部負担金に相当する額」と読み替えて適用するものとする。
- 4 前3項の場合における高額療養費の算定に係る高額療養費算定基準額については、令第14条第1項の場合においては、令第15条第1項及び第2項に定める者の区分にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の場合においては、令第15条第3項に定める者の区分にかかわらず、12,000円とする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、受給者が出生してから満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間にある者又はその属する世帯員の全員(受給者と同一生計にある者全員をい

う。以下同じ。)が市民税非課税となる場合(条例第3条第3号ウに規定する規則で定める者)における一部負担金の額は、次の各号に掲げる初診時一部負担金とする。

- (1) 医科診療 初診1件につき580円
 - (2) 歯科診療 初診1件につき510円
 - (3) 柔道整復師による施術 初診1件につき270円
- (一部負担金と基本利用料の合算)

第1条の4 受給者が条例第2条第7項に規定する基本利用料を負担した場合における前条第1項の一部負担金の額については、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。
(条例第3条第3号及び第4号に規定する所得の額等)

第2条 条例第3条第3号及び第4号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。
(条例第4条第2項に規定する額)

第2条の2 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分は、令第15条第3項の規定の例による。この場合において、令第15条第3項第2号に該当する場合においては、同号の規定にかかわらず、同項第1号の規定を適用するものとする。
(助成の申請)

第3条 条例第5条の規定により医療に関する経費の助成を受けようとする者又は保護者は、受給者証交付申請書(別記第1号様式又は別記第2号様式)を、市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する手帳又は同項第2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類
- (2) ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は養育している事実を明らかにすることができる書類
- (3) 前号の児童のうち、18歳に達した日の属する年度の末日の翌日以後引続いて高等学校等に在学する児童があるときは在学証明書
- (4) 第2条の所得の額を明らかにする書類
- (5) 第1条の3第5項に規定する世帯員の全員が市民税非課税となる場合にあっては、当該非課税であることを確認することができる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって

確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

第4条 削除

(受給者証の交付)

第5条 条例第6条第2項に規定する受給者証は、別記第5号様式、別記第5号様式の2又は別記第6号様式とする。

2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は7月1日から7月31日までとする。

ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(受給者の再交付申請)

第6条 受給資格者は、受給者証を破り、よごし、又は失ったことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(別記第7号様式)を、市長に提出してその再交付を受けることができる。

(助成金の交付申請)

第7条 受給資格者は、条例第8条第1項又は同条第2項の規定により医療に関する経費の支給を受けようとするときは、重度心身障害者ひとり親家庭等医療費支給申請書(別記第8号様式)を市長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは、重度心身障害者医療費支給決定通知書(別記第9号様式)又はひとり親家庭等医療費支給決定通知書(別記第9号の2様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第9条 条例第9条第1号の規定による届出は、氏名又は住所等変更届(別記第10号様式)により、同第2号の規定による届出は、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給資格喪失届(別記第11号様式)により行うものとし、当該届書には受給者証を添付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和53年4月19日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年11月1日から適用する。

附 則(昭和53年12月19日規則第23号)

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和57年5月21日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年4月1日規則第9号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年10月1日規則第21号)

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月11日規則第8号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成6年12月28日規則第19号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成7年3月30日規則第3号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第12号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、改正後の重度心身障害者並びに母子家庭等の母及び児童の医療費の助成に関する条例施行規則第2条及び第3条の規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日規則第30号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年9月5日規則第29号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年6月25日規則第18号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年2月23日規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年8月24日規則第28号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月28日規則第33号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月13日規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年10月30日規則第33号)

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、題名及び第1条の改正規定は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成28年2月12日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定による医療に関する経費の助成の申請については、平成28年8月1日以後の医療に係る医療費に関する経費の助成の申請から適用し、同日前の医療に係る医療費に関する経費の助成の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成28年4月1日規則第42号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 4 第3条の規定による改正後の恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後にされた恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則に基づく決定等に係る審査請求について適用し、施行日前にされた恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則に基づく決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

第2条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

- (1) 条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得(1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前前年の所得とする。以下同じ。)とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。

- (2) 条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第4項に定める額とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

(1) 所得の範囲

- ア 条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。
- イ 条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第4項及び第3条第1項の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法

- ア 条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。
- イ 条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。

別記第1号様式(第3条関係)

重度心身障害者医療費受給者証交付申請書

年 月 日

恵庭市長 様

申請者 住所 恵庭市
氏名 印
電話番号
対象者との続柄 本人・生計維持者・その他()

受給資格の認定及び証の交付を申請します。

なお、必要に応じ対象者、生計維持者並びに世帯の所得・課税状況及び住民登録情報について恵庭市が調査することに同意します。

対象者の状況	対象者	フリガナ	住所	〒 ー 恵庭市 電話番号
	世帯主	生年月日 明治・大正・昭和・平成	年 月 日	性別 男・女
	生計維持者 ※本人以外の場合	※生年月日	年 月 日	※住所
受給資格要件の状況	身体障害者手帳	交付年月日 昭・平	年 月 日	種類 種 等級 級 ※内部・外部
	療育手帳	※障がいによる医療の開始日	入院 平成 年 月 日 通院 平成 年 月 日	機関名 電話番号
		交付年月日 昭・平	年 月 日	判定 A・B
	精神保健福祉手帳	交付年月日 昭・平	年 月 日	総合判定 重・中・軽
医療保険	種別	国保・協会健保・国保組合・船員・日雇・健保組合 共済・後期高齢	保険者番号 名称	
	被保険者(世帯主)		記号 番号	
	所得	扶養人数 人(うち老人 人)	所得額 円 所得控除後の額 円	所得制限 円 □ 超過

決定欄	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められるので受給者証を交付する。				
	2 次の理由により上記申請を却下する。(理由:)				
	受給者番号	自己負担区分 課(1割負担)・初(初診時一部負担金)			
	障・障老	道・市費区分 道(※一部市費)・市 後期負担割合 1割・3割			
	資格取得年月日	平成 年 月 日から	交付時の証有効期限	<input type="checkbox"/> 年度末(年7月31日)まで <input type="checkbox"/> 65歳の誕生日前日まで <input type="checkbox"/> ※精神手帳の有効期限まで	
取得事由	新規認定・転入・生保廃止・更新・その他()				
課長	主査	担当	入力	決定年月日	年 月 日
備考					

別記第2号様式(第3条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書

年 月 日

恵庭市長 様

申請者 住所 恵庭市
氏名 _____ 印
対象者との続柄 本人・その他()
電話番号 _____

受給資格の認定及び証の交付を申請します。

なお、必要に応じ対象者、生計維持者並びに世帯の所得、世帯の課税状況、住民登録情報及び児童扶養手当現況届(養育費等に関する申告書)について恵庭市が調査することに同意します。

※受給者番号	課・初	課・初	課・初	課・初
親・子の別	親	子		
フリガナ				
対象者				
生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
同居・別居の別	同居・別居		同居・別居	
別居地				
別居の理由				
主たる生計維持者 ※本人以外の場合	対象者との続柄()		世帯主 ※本人以外の場合	対象者との続柄()
ひとり親家庭等となった理由	1 死 別 2 離 別 3 両親が死亡 4 配偶者が重度障害 5 その他 () 発生年月日 年 月 日			
医療保険 (世帯主)	被保険者 対象者との続柄()		(保険者番号)	()
取得年月日	年 月		記号・番号	

※所得状況	扶養人数	人(うち老人 人)	所得額	円	住民税
	控除額	円	所得控除後の額	円	課税・非課税
	<input type="checkbox"/> 所得制限超過		所得制限額	円	

※決定欄	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められるので受給者証を交付する。					
	2 次の理由により上記申請を却下する。理由()					
	資格取得年月日	年 月 日から		年7月31日まで 年3月31日まで 20歳到達月の末日(年 月 日)まで		
取得事由	新規・転入・生保廃止・更新・その他()					
課長	主査	担当	台帳入力	決定年月日	年 月 日	
				備考		

注 ※欄は記入しないでください。

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 障課 </div>		重度心身障害者医療費受給者証	
市町村 記号	0 3 1 5	受給者 番号	
受 給 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
有効期間			
発行機関名 及び印	恵庭市 恵庭市長		
交付年月日			

★ 受給者証をお送りいたします。
 なお、裏面の「注意事項」をよくお読みください。

様

※加入している健康保険が変更になった場合、必ず変更手続きをしてください。

(裏)

注 意 事 項							
<p>この受給者証は、医療費助成を受けられる対象者であることを証明するものです。大切に保管してください。</p> <p>1 道内の保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。また、次のことに注意してください。</p> <p>①障課 ②老初 の証をお使いの方は、初診の場合に限り、次の初診時一部負担金を支払ってください。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>①医科受診の場合</td> <td style="text-align: right;">580円</td> </tr> <tr> <td>②歯科受診の場合</td> <td style="text-align: right;">510円</td> </tr> <tr> <td>③柔道整復の場合</td> <td style="text-align: right;">270円</td> </tr> </table> <p>③障課 ④老課 の証をお使いの方は、医科・歯科・調剤・柔道整復等の診療を受ける際、保険内医療費の1割に相当する額を支払ってください。</p> <p>2 道外の保険医療機関等において診療を受ける場合は、この受給者証は使用できません。診療を受けた際には、診療を受けた月の翌月より、次のものをお持ちになり、市役所医療給付担当または各出張所で助成申請をしてください。</p> <p>※必要なものは領収書、受給者証、健康保険証、印鑑および振込口座の内容です。</p>	①医科受診の場合	580円	②歯科受診の場合	510円	③柔道整復の場合	270円	<p>3 ③障課 ④老課 の証をお使いの方で、1割負担した額が自己負担月額限度額(入院44,400円、通院12,000円)を超えた場合には、高額医療費に該当する場合があります。※詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>4 次の場合には受給資格がなくなりますので、すみやかに返却願います。</p> <p>①恵庭市外へ転出したとき(再転入時は新たに申請が必要です。)</p> <p>②健康保険の資格を喪失したとき</p> <p>③生活保護を受けるようになったとき</p> <p>④有効期間が終了したとき</p> <p>5 届け出の氏名、居住地、加入している健康保険および身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて手続き願います。</p> <p>6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。</p> <p>7 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。</p> <p style="margin-top: 10px;">問い合わせ先 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市役所 電話番号(0123)33-3131 内線</p>
①医科受診の場合	580円						
②歯科受診の場合	510円						
③柔道整復の場合	270円						

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">障初</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 200px; text-align: center;">重度心身障害者医療費受給者証</div>		<p>★ 受給者証をお送りいたします。 なお、裏面の「注意事項」をよくお読みください。</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>※加入している健康保険が変更になった場合、必ず変更手続きをしてください。</p>		
市町村記号	0 3 1 5		受給者番号	
受給者	住所			
	氏名			
	生年月日			
有効期間				
発行機関名及び印	恵庭市 恵庭市長			
交付年月日				

(裏)

注 意 事 項	
<p>この受給者証は、医療費助成を受けられる対象者であることを証明するものです。大切に保管してください。</p> <p>1 道内の保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。また、次のことに注意してください。</p> <p>○障初 ○老初 の証をお使いの方は、初診の場合に限り、次の初診時一部負担金を支払ってください。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 医科受診の場合 580円 ② 歯科受診の場合 510円 ③ 柔道整復の場合 270円</p> <p>○障課 ○老課 の証をお使いの方は、医科・歯科・調剤・柔道整復等の診療を受ける際、保険内医療費の1割に相当する額を支払ってください。</p> <p>2 道外の保険医療機関等において診療を受ける場合は、この受給者証は使用できません。診療を受けた際には、診療を受けた月の翌月より、次のものをお持ちになり、市役所医療給付担当または各出張所で助成申請をしてください。 ※必要なものは領収書、受給者証、健康保険証、印鑑および振込口座の内容です。</p>	<p>3 ○障課 ○老課 の証をお使いの方で、1割負担した額が自己負担月額限度額(入院44,400円、通院12,000円)を超えた場合には、高額医療費に該当する場合があります。 ※詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>4 次の場合には受給資格がなくなりますので、すみやかに返却願います。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 恵庭市外へ転出したとき(再転入時は新たに申請が必要です。) ② 健康保険の資格を喪失したとき ③ 生活保護を受けるようになったとき ④ 有効期間が終了したとき</p> <p>5 届け出の氏名、居住地、加入している健康保険および身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて手続き願います。</p> <p>6 この証を破ったり、汚したり又は失ったときは、再交付を受けてください。</p> <p>7 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。</p> <p>問い合わせ先 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市役所 電話番号(0123)33-3131 内線</p>

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">老課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">重度心身障害者医療費受給者証</div>		<p>★ 受給者証をお送りいたします。 なお、裏面の「注意事項」をよくお読みください。</p>	
市町村記号	0315	受給者番号	
受給者	住所		
	氏名		
	生年月日		
有効期間			
発行機関名及び印	恵庭市 <div style="text-align: right;">恵庭市長</div>		
交付年月日			

様

※加入している健康保険が変更になった場合、必ず変更手続きをしてください。

(裏)

注 意 事 項	
<p>この受給者証は、医療費助成を受けられる対象者であることを証明するものです。大切に保管してください。</p> <p>1 道内の保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。また、次のことに注意してください。</p> <p>①(緑課)(老初)の証をお使いの方は、初診の場合に限り、次の初診時一部負担金を支払ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医科受診の場合 580円 ②歯科受診の場合 510円 ③柔道整復の場合 270円 <p>②(緑課)(老課)の証をお使いの方は、医科・歯科・調剤・柔道整復等の診療を受ける際、保険内医療費の1割に相当する額を支払ってください。</p> <p>2 道外の保険医療機関等において診療を受ける場合は、この受給者証は使用できません。診療を受けた際には、診療を受けた月の翌月より、次のものをお持ちになり、市役所医療給付担当または各出張所で助成申請をしてください。</p> <p>※必要なものは領収書、受給者証、健康保険証、印鑑および振込口座の内容です。</p>	<p>3 (緑課)(老課)の証をお使いの方で、1割負担した額が自己負担月額限度額(入院44,400円、通院12,000円)を超えた場合には、高額医療費に該当する場合があります。※詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>4 次の場合には受給資格がなくなりますので、すみやかに返却願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①恵庭市外へ転出したとき(再転入時は新たに申請が必要です。) ②健康保険の資格を喪失したとき ③生活保護を受けるようになったとき ④有効期間が終了したとき <p>5 届け出の氏名、居住地、加入している健康保険および身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて手続き願います。</p> <p>6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。</p> <p>7 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。</p> <p>問い合わせ先 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市役所 電話番号(0123)33-3131 内線</p>

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">老初</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 200px;">重度心身障害者医療費受給者証</div>		<p>★ 受給者証をお送りいたします。 なお、裏面の「注意事項」をよくお読みください。</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>※加入している健康保険が変更になった場合、必ず変更手続きをしてください。</p>		
市町村記号	0315		受給者番号	
受給者	住所			
	氏名			
	生年月日			
有効期間				
発行機関名及び印	恵庭市 <div style="text-align: right;">恵庭市長</div>			
交付年月日				

(裏)

注 意 事 項	
<p>この受給者証は、医療費助成を受けられる対象者であることを証明するものです。大切に保管してください。</p> <p>1 道内の保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。また、次のことに注意してください。</p> <p>① 障初 老初 の証をお使いの方は、初診の場合に限り、次の初診時一部負担金を支払ってください。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 医科受診の場合 580円 ② 歯科受診の場合 510円 ③ 柔道整復の場合 270円</p> <p>② 障初 老初 の証をお使いの方は、医科・歯科・調剤・柔道整復等の診療を受ける際、保険内医療費の1割に相当する額を支払ってください。</p> <p>2 道外の保険医療機関等において診療を受ける場合は、この受給者証は使用できません。診療を受けた際には、診療を受けた月の翌月より、次のものをお持ちになり、市役所医療給付担当または各出張所で助成申請をしてください。</p> <p>※必要なものは領収書、受給者証、健康保険証、印鑑および振込口座の内容です。</p>	<p>3 障初 老初 の証をお使いの方で、1割負担した額が自己負担月額限度額(入院44,400円、通院12,000円)を超えた場合には、高額医療費に該当する場合があります。※詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>4 次の場合には受給資格がなくなりますので、すみやかに返却願います。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 恵庭市外へ転出したとき(再転入時は新たに申請が必要です。) ② 健康保険の資格を喪失したとき ③ 生活保護を受けるようになったとき ④ 有効期間が終了したとき</p> <p>5 届け出の氏名、居住地、加入している健康保険および身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて手続き願います。</p> <p>6 この証を破ったり、汚したり又は失ったときは、再交付を受けてください。</p> <p>7 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。</p> <p>問い合わせ先 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市役所 電話番号(0123)33-3131 内線</p>

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 親課 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;">ひとり親家庭等医療費受給者証</div>		<p>★ 受給者証をお送りいたします。 なお、裏面の「注意事項」をよくお読みください。</p>	
市町村 記号	0 3 1 5	受給者 番号	
受 給 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
有 効 期 間			
発行機関名 及 び 印	恵 庭 市	恵 庭 市 長	
交付年月日			

様

※加入している健康保険が変更になった場合、必ず変更手続きをしてください。

(裏)

注 意 事 項	
<p>この受給者証は、医療費助成を受けられる対象者であることを証明するものです。大切に保管してください。</p> <p>1 この証を使って診療を受けることができるのは、次のとおりです。</p> <p>①子の場合：入・通院とも道内の保険医療機関等 ②親の場合：入院は道内の保険医療機関等、通院は恵庭市内のみの保険医療機関等</p> <p>2 前記1の保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。また、次のことに注意してください。</p> <p>親の証をお使いの方は、初診の場合に限り、次の初診時一部負担金を支払ってください。</p> <p>①医科受診の場合 580円 ②歯科受診の場合 510円 ③柔道整復受療の場合 270円</p> <p>親の証をお使いの方は、医科・歯科・調剤・柔道整復等の診療を受ける際、保険内医療費の1割に相当する額を支払ってください。</p> <p>3 前記1以外の保険医療機関等において診療を受ける場合は、この受給者証は使用できません。診療を受けた際には、診療を受けた月の翌月より、次のものをお持ちになり、市役所医療給付担当または各出張所で助成申請をしてください。</p> <p>※必要なものは領収書、受給者証、健康保険証、印鑑および振込口座の内容です。</p>	<p>4 親の証をお使いの方で、1割負担した額が自己負担月額限度額(入院44,400円、通院12,000円)を超えた場合には、高額医療費に該当する場合があります。※詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>5 次の場合には受給資格がなくなりますので、すみやかに返却願います。</p> <p>①恵庭市外へ転出したとき(再転入時は新たに申請が必要です。) ②健康保険の資格を喪失したとき ③生活保護等の医療制度の受給者になったとき ④婚姻(事実婚含む)などにより、ひとり親家庭でなくなったとき ⑤有効期間が終了したとき</p> <p>6 受給資格は、親・子ともにお子様18歳に到達した年度末までです。ただし、それ以降も学生である等の理由で引き続き親の扶養である場合には、新たに申請すると、お子様が20歳到達月の末日まで、引き続き医療費の助成が受けられます。</p> <p>7 届出の氏名、居住地、加入している健康保険に変更があったときは14日以内に、この証を添えて手続き願います。</p> <p>8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。</p> <p>9 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。</p> <p>問い合わせ先 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市役所 電話番号(0123)33-3131 内線</p>

(表)

		ひとり親家庭等医療費受給者証	
市町村 記号	0 3 1 5	受給者 番号	
受 給 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
有効期間			
発行機関名 及び印	恵庭市	恵庭市長	
交付年月日			

★ 受給者証をお送りいたします。
なお、裏面の「注意事項」をよくお読みください。

※加入している健康保険が変更になった場合、必ず変更手続きをしてください。

様

(裏)

注 意 事 項	
<p>この受給者証は、医療費助成を受けられる対象者であることを証明するものです。大切に保管してください。</p> <p>1 この証を使って診療を受けることができるのは、次のとおりです。</p> <p>①子の場合：入・通院とも道内の保険医療機関等 ②親の場合：入院は道内の保険医療機関等、通院は恵庭市内のみの保険医療機関等</p> <p>2 前記1の保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。また、次のことに注意してください。</p> <p><u>親初</u>の証をお使いの方は、初診の場合に限り、次の初診料一部負担金を支払ってください。</p> <p>①医科受診の場合 580円 ②歯科受診の場合 510円 ③柔道整復受療の場合 270円</p> <p><u>親親</u>の証をお使いの方は、医科・歯科・調剤・柔道整復等の診療を受ける際、保険内医療費の1割に相当する額を支払ってください。</p> <p>3 前記1以外の保険医療機関等において診療を受ける場合は、この受給者証は使用できません。診療を受けた際には、診療を受けた月の翌月より、次のものをお持ちになり、市役所医療給付担当または各出張所で助成申請をしてください。</p> <p>※必要なものは領収書、受給者証、健康保険証、印鑑および振込口座の内容です。</p>	<p>4 <u>親親</u>の証をお使いの方で、1割負担した額が自己負担月額限度額(入院44,400円、通院12,000円)を超えた場合には、高額医療費に該当する場合があります。※詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>5 次の場合には受給資格がなくなりますので、すみやかに返却願います。</p> <p>①恵庭市外へ転出したとき(再転入時は新たに申請が必要です。) ②健康保険の資格を喪失したとき ③生活保護等の医療制度の受給者になったとき ④婚姻(事実婚含む)などにより、ひとり親家庭でなくなったとき ⑤有効期間が終了したとき</p> <p>6 受給資格は、親・子ともにお子様18歳に到達した年度末までです。ただし、それ以降も学生である等の理由で引き続き親の扶養である場合には、新たに申請すると、お子様が20歳到達月の末日まで、引き続き医療費の助成が受けられます。</p> <p>7 届出の氏名、居住地、加入している健康保険に変更があったときは14日以内に、この証を添えて手続き願います。</p> <p>8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったときは、再交付を受けてください。</p> <p>9 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。</p> <p>問い合わせ先 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市役所 電話番号(0123)33-3131 内線</p>

別記第7号様式(第6条関係)

重度心身障害者 医療費受給者証再交付申請書
ひとり親家庭等

年 月 日

恵 庭 市 長 様

申請者 住 所 恵庭市
氏 名 印
受給者との続柄 本人・その他()
電話番号 ー

下記の理由により、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受 給 者	氏 名		受給者番号	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
	住 所	恵庭市		
再 交 付 の 理 由	1 破損した 2 汚損した 3 紛失した 4 その他			

※ 決 定 欄	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を再交付する。			
	2 次の理由により上記申請を却下する。			
	却 下 理 由			
	課 長	主 査	担 当	決 定 年 月 日
				年 月 日

注 ※欄は、記入しないでください。

申請者は、押印に代えて署名することができます。

別記第8号様式(第7条関係)

重度心身障害者
ひとり親家庭等

医療費支給申請書

年 月 日

恵庭市長 様

〒

申請者 住 所 恵庭市

氏 名

印

電話番号 ー

重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費の支給を受けたいので、証拠書類を添えて申請します。

受給対象者	受給者番号		加入医療保険		記号番号	
	住 所	※上記と同じ場合は記入不要 恵庭市				
	氏 名		生年月日	明・大 昭・平	年 月 日	
病院等	名 称 住 所	別紙のとおり				
診療の内容	入 院 入院外の別	・入 院 ・入 院 外	療養の期間	自 至	年 月 日 年 月 日	
	療養に要した費用		円			
助成金の受領方法	1 現金払	口座名義人	フリガナ			普通・当座・貯蓄
	2 口座振込	金融機関名	銀行 信用(金庫・組合) 農協	本店 支店 出張所	店番号	口座番号

※ 申請者は、押印に代えて署名することができます。

支 払 額	A	円
高 額 療 養 費 等	B	円
一 部 負 担 金	C	円
支 給 決 定 額 (A-B-C)		円
負担区分	課 初	※決定欄
	課 長	主 査
		担 当

助成申請に基づき上記のとおり支給してよろしいか。

別記第9号様式(第8条関係)

(記号)第 号
年 月 日

様

恵庭市長

重度心身障害者医療費支給決定通知書

申請のありました重度障害者医療費の支給額を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者番号	
受給者氏名	
交付決定額	
振込日	
振込口座	

助成額内訳

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

別記第9号の2様式(第8条関係)

(記号)第 号
年 月 日

様

恵庭市長

ひとり親家庭等医療費支給決定通知書

申請のありましたひとり親医療費の支給額を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者番号	
受給者氏名	
交付決定額	
振込日	
振込口座	

助成額内訳

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

別記第10号様式(第9条関係)

重度心身障害者
ひとり親家庭等

医療費受給者住所等変更届

年 月 日

恵庭市長 様

申請者 住所 恵庭市
氏名 印
受給者との続柄 本人・その他()
電話番号 —

下記のとおり変更がありましたので届出します。

記

受給者氏名	(明・大・昭・平 . . .)			受給者番号	
変更対象者	受給者(上記受給者のみ・世帯内受給者全員)／扶養義務者等				
住所	新	恵庭市 ※上記と同じ場合は記入不要			変更 年 月 日
氏名	新				変更 年 月 日
	旧				
医療保険	新	保険者名 (保険者番号)	()	記号 番号	変更 年 月 日
		被保険者 (世帯主)			
負担区分	新	障課・障初・老課(1割)・老課(3割)・老初		親課・親初	変更 年 月 日
	旧	障課・障初・老課(1割)・老課(3割)・老初		親課・親初	

※決定欄	上記の届出により、次のとおり決定する。				
	課長	主査	担当	台帳入力	決定年月日 年 月 日
					証回収し交付 <input type="checkbox"/> 証変更 <input type="checkbox"/>

注 ※欄は記入しないでください。

申請者は、押印に代えて署名することができます。

別記第11号様式(第9条関係)

重度心身障害者
ひとり親家庭等 医療費受給資格喪失届

年 月 日

惠 庭 市 長 様

申請者 住所 惠庭市
氏 名 印
受給者との続柄 本人・その他()
電話番号 ー

下記の理由により、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給資格が喪失しましたので、届出します。

記

受給者	氏 名			受給者番号	
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日		
	住 所	惠庭市			
資格喪失の理由	1 他の市町村へ転出 2 被用者保険本人に変更 3 生活保護の受給開始 4 死亡 5 その他				発生年月日 年 月 日

※決定欄	上記の届出により、資格喪失の決定をする。			決定年月日	年 月 日
	課 長	主 査	担 当	台帳入力	証回収 <input type="checkbox"/>

注 ※欄は記入しないでください。
申請者は、押印に代えて署名することができます。

別記第1号様式(第3条関係)

別記第2号様式(第3条関係)

別記第3号様式及び別記第4号様式 削除

別記第5号様式(第5条関係)

別記第5号様式の2(第5条関係)

別記第6号様式(第5条関係)

別記第7号様式(第6条関係)

別記第8号様式(第7条関係)

別記第9号様式(第8条関係)

別記第9号の2様式(第8条関係)

別記第10号様式(第9条関係)

別記第11号様式(第9条関係)